証券コード：9143

SGホールディングス株式会社

第16回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所

京都市中京区河原町通二条南入
一之船入町537番地の４
ホテルオークラ京都 ４階特設会場
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時まで
※詳細につきましては、３頁をご参照ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
なお、本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは同封の「第16回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

証券コード　9143
2022年６月６日

株　主　各　位

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
SGホールディングス株式会社
代表取締役会長 兼 社長　栗和田 榮一

第16回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　**2022年６月28日（火曜日）午前10時 (受付開始 午前９時)**
2. 場　　所　**京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の４**
ホテルオークラ京都　４階特設会場
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
1. 第16期　(2021年４月１日から2022年３月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期　(2021年４月１日から2022年３月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項
１．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を株主総会にご出席いただく代理人とすることができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
２．３頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以　上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜株主の皆様へのお願い＞

① 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**健康状態にかかわらず可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますよう重ねてお願い申し上げます。**
また、総会当日の様子につきましては、インターネットによるライブ配信によりご覧いただけます。
※インターネット等による議決権行使につきましては、４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。
※ライブ配信の視聴方法につきましては、同封の**「第16回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」**をご参照ください。

② ご来場される株主様におかれましては、アルコール消毒液による手指の消毒とマスク着用のご協力をお願い申し上げます。

③ 株主総会会場においては、感染拡大防止のため、株主様の座席間隔を確保することに伴い、ご用意できる席数が通常時より減少することから、ご入場いただける株主様の数を制限させていただく場合がございます。

④ 受付前でサーモグラフィーにより株主様の体温を測定させていただき、**発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせていただく場合がございます。**

⑤ 株主総会の議事は、時間短縮する方法を検討しておりますので、予めご了承ください。

なお、株主総会当日までの感染拡大や政府の発表内容等により、今後株主総会の運営方針等に変更がある場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場前に必ず発信情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。
※当社ウェブサイト（https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/）

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席されない場合



■ 書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2022年６月27日（月曜日）午後５時までに到着



■ インターネット等による議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

（詳しくは、４頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください）

行使期限	2022年６月27日（月曜日）午後５時まで

議決権行使のお取扱い	
1	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
2	インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

1. 本招集ご通知に添付すべき書類の記載事項のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載した上記の「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。

※ 当社ウェブサイト→ https://www.sg-hldgs.co.jp/

剰余金の配当のお知らせ

当社は、2017年６月９日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2022年５月20日開催の当社取締役会におきまして、第16期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1.期末配当金　　１株につき　金30円
2.効力発生日及び支払開始日　　2022年６月７日（火曜日）

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、2022年６月６日に「期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内（2022年６月７日から2022年７月６日まで）にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。
再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

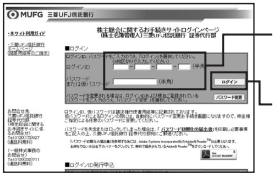

3 新しいパスワードを登録する。

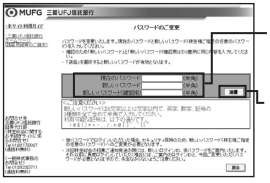

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことにより実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します）

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2022年６月27日（月曜日）午後５時まで承りますが、お早めにご行使ください。

［ご注意事項］

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、通信料・その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

① 変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第15条第２項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

（２）株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第14条及び第22条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（招集権者および議長）	（招集権者および議長）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。	第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2　前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。 2　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（附則） 第１条　定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３　本附則は、施行日から６カ月を経過した日または前項の株主総会の日から３カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	栗和田 榮一（くりわだ えいいち） 再任	代表取締役会長兼社長	100% (16回/16回)
2	松本 秀一（まつもと ひでかず） 再任	代表取締役　管理・統制担当	100% (16回/16回)
3	本村 正秀（もとむら まさひで） 再任	取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当	100% (16回/16回)
4	中島 俊一（なかじま しゅんいち） 再任	取締役　財務・経理担当	100% (16回/16回)
5	川中子 勝浩（かわなご かつひろ） 再任	取締役　経営企画担当	100% (16回/16回)
6	髙岡 美佳（たかおか みか） 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回/16回)
7	鷺坂 長美（さぎさか おさみ） 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回/16回)
8	秋山 真人（あきやま まさと） 再任 社外 独立	社外取締役	100% (16回/16回)

再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	再任 くりわだ　えいいち 栗和田　榮一 (1946年10月10日生)	1977年１月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 1986年11月　大阪佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）代表取締役 1991年７月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）代表取締役 1992年５月　佐川急便㈱ 代表取締役社長 2002年６月　同社 代表取締役会長 2006年３月　当社 代表取締役社長 2006年６月　当社 代表取締役会長兼社長 佐川急便㈱ 代表取締役社長 2009年６月　佐川急便㈱ 会長（現任） 2015年３月　当社 代表取締役会長 2021年６月　当社 代表取締役会長兼社長（現任）	3,829,600株
	【取締役候補者とした理由】 栗和田榮一氏は、長年にわたり当社及び当社グループ全体の経営に携わり、当社子会社の佐川急便㈱や当社の代表取締役社長を歴任後、2006年６月から現在に至るまで当社の代表取締役会長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
2	再任 まつ もと ひで かず 松 本 秀 一 (1966年8月10日生)	1988年７月　西埼玉佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 2007年１月　佐川急便㈱ ＣＳＲ環境推進部 担当部長 2007年９月　環境省 総合環境政策局 環境経済課 出向 2009年９月　佐川急便㈱ 総務部 総務課 担当部長 2014年３月　当社 社長室 ゼネラルマネジャー 2015年３月　当社 総務部 ゼネラルマネジャー 2016年９月　当社 執行役員 総務・秘書担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー 2016年12月　佐川林業㈱ 代表取締役社長（現任） 2019年４月　当社 執行役員 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー ㈱ヌーヴェルゴルフ倶楽部 代表取締役社長（現任） 2019年６月　当社 取締役 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー 2021年４月　当社 取締役 管理・統制担当 2021年６月　当社 代表取締役 管理・統制担当（現任）	358,400株
	【取締役候補者とした理由】 松本秀一氏は、佐川急便㈱に入社後、営業所及び本社総務・環境部門での豊富な経験から、2007年９月から２年間は環境省へ出向するなどの重職を担い、帰任後は当社の総務・秘書部門に携わり、2019年６月からは取締役として当社グループの管理部門をリードし、2021年６月からは代表取締役としてグループの経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	再任 本村 正秀（もとむら まさひで） (1960年３月27日生)	1980年８月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 2004年６月　佐川急便㈱ 常務取締役 2005年３月　同社 専務取締役 2005年９月　㈱ＪＬ 代表取締役社長 2007年７月　㈱安全、ＡＮＺＥＮＧｒｏｕｐ㈱ 代表取締役社長 2011年６月　ｋｍホールディングス㈱ 取締役 2012年６月　安全サービス㈱ 代表取締役社長 2015年３月　ＳＧフィルダー㈱ 理事 2018年６月　佐川急便㈱ 取締役 2019年４月　同社 代表取締役社長（現任） 当社 執行役員 デリバリー・ロジスティクス事業担当 2019年６月　当社 取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当（現任）	－株

【取締役候補者とした理由】

本村正秀氏は、佐川急便㈱に入社後20余年に及ぶ現場経験と役員を歴任後、運輸関連企業の経営者として手腕を発揮してまいりました。2015年３月からは再び当社グループで現場改革に取り組み、2019年４月からは佐川急便㈱代表取締役社長、2019年６月からは当社取締役として、外部で培われた豊富な経験と実績を活かし、経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	再任 なかじましゅんいち 中島俊一 (1955年2月7日生)	1978年４月　㈱日本長期信用銀行 入行 2000年４月　つばさ証券㈱（現 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱）業務戦略部長 2003年４月　同社 執行役員 2006年３月　㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 執行役員 2008年６月　カブドットコム証券㈱（現 auカブコム証券㈱）常務執行役員 2011年２月　当社 入社 2013年２月　当社 執行役員 財務担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 2014年６月　当社 取締役 財務・経理担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 2021年４月　当社 取締役 財務・経理担当 兼 財務部長 兼 経理部長 2022年４月　当社 取締役 財務・経理担当（現任）	864,948株
	【取締役候補者とした理由】 中島俊一氏は、金融業界に長く携わり、同業界の複数の企業で執行役員を務めるなど、財務・経理部門での深い見識を有し、2014年６月から現在に至るまで当社取締役としてグループの財務・経理面をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	再任 かわなご　かつひろ 川中子　勝浩 (1964年8月27日生)	1989年４月　㈱三和銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 2000年５月　㈱モビット 出向 2006年11月　当社 入社 2013年３月　佐川急便㈱ 執行役員 2016年３月　同社 取締役 2019年４月　当社 執行役員 経営企画担当 兼 ＩＲ室 ゼネラルマネジャー ＳＧリアルティ㈱ 取締役（現任） SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役（現任） 2019年６月　当社 取締役 経営企画担当 兼 ＩＲ室 ゼネラルマネジャー 2020年２月　ＳＧＨグローバル・ジャパン㈱ 取締役（現任） 2021年４月　当社 取締役 経営企画担当 兼 ＩＲ室長 兼 経営企画部長 2021年７月　当社 取締役 経営企画担当（現任）	93,186株

【取締役候補者とした理由】

川中子勝浩氏は、金融業界での豊富な知識及び見識を有し、2006年11月に当社入社後、当社子会社である佐川急便㈱の執行役員、取締役を経て、2019年６月からは当社取締役として当社グループにおける経営戦略をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	再任 社外 独立 髙岡美佳（たかおかみか） (1968年6月19日生)	2001年４月　大阪市立大学（現 大阪公立大学）経済研究所 助教授 2002年４月　立教大学 経済学部 助教授 2006年４月　同大学 経営学部 助教授 2007年４月　同大学 経営学部 准教授 2009年４月　同大学 経営学部 教授（現職） 2014年６月　㈱モスフードサービス 社外取締役（現任） 2015年６月　共同印刷㈱ 社外取締役（現任） 2018年６月　当社 社外取締役（現任） 2019年５月　ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱（現 ㈱ファミリーマート） 社外取締役	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 髙岡美佳氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識及び見識を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
7	再任 社外 独立 鷺坂長美（さぎさかおさみ） (1956年1月23日生)	1978年４月　自治省 入省 1999年２月　消防庁 救急救助課長 2001年１月　環境省 環境計画課長、大臣官房総務課長等を歴任 2009年７月　同省 水・大気環境局長 2012年８月　同省 参与 2012年９月　早稲田大学 非常勤講師（環境法） 2018年１月　小澤英明法律事務所 顧問（現任） 2019年６月　当社 社外取締役（現任） (公財)日本防炎協会 理事長 2021年４月　認定NPO法人 救急ヘリ病院ネットワーク 副理事長（現任） 2021年７月　(公財)埼玉県国際交流協会 理事長（現任） 2021年８月　(一財)地域活性化センター 監事（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 鷺坂長美氏は、国家公務員として旧自治省及び環境省にて要職を歴任され、退官後は環境法に関する大学での講師を経験し、消防及び救急に関連した活動を継続されております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社のＣＳＲ活動やＢＣＭに寄与いただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
8	再任 社外 独立 あき　やま　まさ　と 秋　山　真　人 (1957年5月18日生)	1980年４月　日本冷蔵㈱（現 ㈱ニチレイ）入社 2005年４月　㈱ニチレイロジグループ本社 執行役員 2006年４月　㈱ロジスティクス・ネットワーク 専務執行役員 2008年６月　同社 取締役専務執行役員 2011年４月　同社 代表取締役社長 2012年６月　㈱ニチレイロジグループ本社 取締役専務執行役員 2018年４月　同社 取締役 2018年６月　東京団地冷蔵㈱ 代表取締役社長 2019年４月　東京冷蔵倉庫協会 会長 2019年５月　(一社)日本冷蔵倉庫協会 副会長 2020年６月　当社 社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 秋山真人氏は、物流業界に長年携わり、同業界の複数の企業で代表取締役を務めるなど、物流に関する豊富な知識及び企業経営に関する経験を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
3．髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4．当社と髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各氏とも金1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6．髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって髙岡美佳氏が４年、鷺坂長美氏が３年、秋山真人氏が２年となります。
7．髙岡美佳氏が過去に社外取締役を務めておりました株式会社ファミリーマート（2019年９月１日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社から商号変更）は、同氏が在任期間中の2020年３月30日に消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識しておりませんでしたが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行い、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しておりました。
8．髙岡美佳氏が現在社外取締役を務めております共同印刷株式会社は、同氏が在任期間中の2022年３月３日に公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識しておりませんでしたが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行い、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しております。

以　上

【ご参考】取締役・監査役のスキルマトリックス

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして、当社の取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定いたしました。

第２号議案が原案どおり承認された場合、2022年６月28日以降の取締役会の構成、並びに各取締役及び監査役が備えるスキルは下表のとおりとなります。

	氏名	独立社外	企業経営	事業戦略	財務／会計	法務／リスクマネジメント	サステナビリティ	ＩＴ／デジタル	グローバル
取締役	栗和田　榮一		○	○			○		
	松本　秀一		○	○		○	○		
	本村　正秀		○	○			○	○	○
	中島　俊一		○	○	○			○	
	川中子　勝浩		○	○	○			○	○
	髙岡　美佳	○	○		○		○		
	鷺坂　長美	○				○	○		
	秋山　真人	○	○	○					○
監査役	中西　隆司			○		○			
	田島　聡志	○	○		○				○
	岡村　憲一郎	○	○		○				○
	大島　義孝	○	○			○			

※上記の一覧表は、各氏の経験などを踏まえ、専門的なスキルを有する分野に（○）を表しており、有する全てのスキルを表すものではありません。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性判断基準」について

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員又は使用人
7. 過去３年間において、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
8. 上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び２親等内の親族
9. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

以　上

メ　モ

（添付書類）

事業報告（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1　当社グループの現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）への感染対策やワクチン接種が進み、経済社会活動が持ち直しの動きを見せたものの、変異株による感染が拡大し、経済活動が再び制限されるなど厳しい状況が続きました。

物流業界におきましては、2022年１月以降、まん延防止等重点措置が全国各地で順次適用されたことで、企業活動の持ち直しの動きにやや足踏みが見られる一方で、「ｅコマース」（以下「ＥＣ」という）等の通信販売による商品の出荷は引き続き堅調に推移いたしました。

当社グループにおきましては、2020年３月期から2022年３月期までの中期経営計画「Second Stage 2021」の最終年度として、進化する物流ソリューションの提供を目的としたグループ横断の先進的ロジスティクスプロジェクトチーム「ＧＯＡＬ（GO Advanced Logistics）」（以下「ＧＯＡＬ」という）による提案領域の拡大を図ってまいりました。また、「社会を支える物流企業としてSDGsへの貢献」を重点施策の一つに掲げ、環境負荷の低減に向けてＴＣＦＤ提言に沿ったシナリオ分析を実施し、財務に与えるインパクト等を明確化するなど、ＥＳＧの取組みを積極的に行いました。その結果、第４四半期連結会計期間において、世界的なＥＳＧ評価機関であるＭＳＣＩ社から最高評価である「ＡＡＡ」を獲得いたしました。

このような状況のもと、当社グループの中核事業であるデリバリー事業におきましては、ＥＣ市場規模の拡大を背景に、宅配便の個数は堅調に推移いたしました。また、当社の連結子会社である佐川急便株式会社は、日本郵便株式会社との間で、持続可能な輸配送の実現に向け、幹線輸送の共同化などの取組みを開始いたしました。ロジスティクス事業におきましては、海上コンテナ不足や旅客機の減便などによるサプライチェーンの混乱が継続し、海上・航空運賃が高止まりする中、コンテナスペースの確保に注力し、顧客の旺盛な需要に対応いたしました。不動産事業におきましては、計画的に保有不動産を売却いたしました。その他の事業におきましては、ＢＰＯ（Business Process Outsourcing）取引が増加いたしましたが、自動車販売及び「e-コレクト（代金引換サービス）」が減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益１兆5,883億75百万円（前期比21.1％増）、営業利益1,557億13百万円（同53.1％増）、経常利益1,602億89百万円（同54.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,067億33百万円（同43.6％増）となり、中期経営計画「Second Stage 2021」の経営目標である「事業基盤の強化」を達成するとともに、業績についても当初の計画を大きく上回りました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計基準等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称		第15期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	第16期 2021年４月１日から 2022年３月31日まで	増減	増減率 （％）
デリバリー事業	営業収益	1,014,952	1,043,186	28,233	2.8
	営業利益	71,496	93,211	21,714	30.4
ロジスティクス事業	営業収益	207,808	477,031	269,223	129.6
	営業利益	12,745	48,459	35,713	280.2
不動産事業	営業収益	22,851	11,292	△11,558	△50.6
	営業利益	11,314	6,612	△4,701	△41.6
その他	営業収益	66,472	56,864	△9,608	△14.5
	営業利益	4,209	4,658	448	10.7
全社（共通）	営業収益	－	－	－	－
	営業利益	1,959	2,771	811	41.4
合計	営業収益	1,312,085	1,588,375	276,289	21.1
	営業利益	101,726	155,713	53,987	53.1

・デリバリー事業

主要な商品の取扱個数は、次のとおりであります。

商品の名称		第15期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	第16期 2021年４月１日から 2022年３月31日まで	増減	増減率 （％）
取扱個数	(百万個)	1,403	1,423	20	1.4
飛脚宅配便	(百万個)	1,347	1,369	21	1.6
その他	(百万個)	55	54	△1	△2.1

（注）１．取扱個数は、当社グループの主要商品の取扱個数であります。
２．飛脚宅配便は、佐川急便株式会社が国土交通省に届け出ている宅配便の個数であります。
３．その他は、佐川急便株式会社の提供する飛脚ラージサイズ宅配便及びその他の会社の取扱個数であります。

デリバリー事業におきましては、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されたことで経済活動が制限され、BtoBの取扱個数は前年並みとなりました。一方で、BtoCの取扱個数は、新たな生活様式が定着したことにより、物販系ＥＣ化率が更に上昇したことを主要因に増加いたしました。加えて、「ＧＯＡＬ」による提案営業の成果として、「ＴＭＳ（Transportation Management System）」（以下「ＴＭＳ」という）が好調に推移いたしました。また、次世代型大規模物流センター「Ｘフロンティア」の安定的な運営や、各種デジタライゼーションの推進及び宅配便における集配体制の強化など、継続的な生産性向上に取り組むことで、収益力を強化いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は１兆431億86百万円（前期比2.8％増）、営業利益は932億11百万円（同30.4％増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、世界的な海上コンテナ不足に対する解決の目処が立たないことで、航空貨物のスペースもひっ迫し、グローバルサプライチェーンの混乱は継続いたしました。これにより、海上・航空運賃が高止まりを続ける中、当社の連結子会社であるEXPOLANKA HOLDINGS PLCでは、安定的にコンテナスペースを確保し、顧客の旺盛な需要に対応いたしました。国内におきましても、「ＧＯＡＬ」による包括的なソリューション提案により、３ＰＬ（サードパーティー・ロジスティクス）等の新規案件を受託いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は4,770億31百万円（前期比129.6％増）、営業利益は484億59百万円（同280.2％増）となりました。

・不動産事業

不動産事業におきましては、計画的に保有不動産を売却いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は112億92百万円（前期比50.6％減）、営業利益は66億12百万円（同41.6％減）となりました。

・その他

その他の事業におきましては、ＢＰＯ取引が増加いたしましたが、自動車販売及び「e-コレクト」が減少いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は568億64百万円（前期比14.5％減）、営業利益は46億58百万円（同10.7％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は699億17百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

（単位：百万円）

会社名	セグメントの名称	設備内容	投資額	状況
ＳＧリアルティ株式会社	デリバリー事業 ロジスティクス事業	物流施設 （大阪府東大阪市）	19,587	取得
佐川急便株式会社	デリバリー事業	車両運搬具	14,837	取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	セグメントの名称	設備内容
ＳＧリアルティ株式会社	デリバリー事業 不動産事業	物流施設（大阪市淀川区）
ＳＧシステム株式会社	デリバリー事業	貨物システムリプレース
ＳＧシステム株式会社	デリバリー事業	業務端末機器リプレース
ＳＧシステム株式会社	デリバリー事業	勘定系システムリプレース

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第15期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第16期(当期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
営業収益 (百万円)	1,118,094	1,173,498	1,312,085	1,588,375
経常利益 (百万円)	74,766	80,532	103,666	160,289
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	43,465	47,292	74,342	106,733
1株当たり当期純利益 (円)	136.86	148.90	117.03	168.02
総資産 (百万円)	762,807	772,744	790,259	921,793
純資産 (百万円)	389,427	423,082	404,845	511,902
1株当たり純資産 (円)	1,119.99	1,208.95	627.09	781.33

（注）1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2．当社は、2020年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は次のとおりであります。

区分	第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
1株当たり当期純利益 (円)	68.43	74.45
1株当たり純資産 (円)	560.00	604.48

3．第15期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第14期に係る総資産、純資産及び1株当たり純資産については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

4．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第16期（当期）の期首から適用しており、第16期（当期）に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5．第16期（当期）の状況については、「⑴ 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

⑸ 対処すべき課題

中期経営計画「SGH Story 2024」では、「持続可能な成長を実現する次世代の競争優位性創出」を基本方針に掲げ、次の経営戦略に取り組んでまいります。

① 総合物流ソリューションの高度化

・脱炭素をはじめとした社会・環境課題解決に向けたサービスの推進

世界的な気候変動問題への意識は一層高まりを見せており、日本国内においても政府による削減目標の引き上げ、コーポレートガバナンス・コード改訂による気候変動対応の開示等への対応が必要となってまいります。

このような環境下において、当社グループが提供する物流ソリューションを通じて、お客様にとってより効率的なサプライチェーンの構築、社会・環境課題の解決に貢献していくことを目指してまいります。加えて、車両のＥＶ化や再生可能エネルギー創出への施設投資など、自社の取組みを進めることによりお客様の温室効果ガス削減にも寄与してまいります。

・ＴＭＳ・３ＰＬネットワークの拡充と周辺ソリューションの高度化

ＥＣ貨物の増加を背景に国内の宅配便市場は成長が続き、お客様のサービス差別化において物流は大きな役割を担っており、運送事業者へ求めるロジスティクス高度化への要求は高まりを見せております。

佐川急便株式会社を中心とした当社グループの顧客基盤と、グループ横断の営業チーム「ＧＯＡＬ」を強みとして、ＴＭＳ・３ＰＬソリューションによりお客様のサプライチェーン全体へと提案領域を広げてまいります。より最適な物流提案を実現し、お客様の抱える物流課題の解決を図ってまいります。

・国際・海外向けサービスの強化

国際サービスでは、日本国内の営業リソース及び集配ネットワークを強みに、国際通販・国際ＴＭＳ・国際エクスプレス等、日本発着貨物の獲得を強化してまいります。また、海外サービスでは、アジア発のフォワーディング事業を中心に新規レーンの拡大と既存顧客のウォレットシェア拡大により、取扱貨物量の増加に取り組んでまいります。

・宅配便のサービス向上と効率化による収益性向上

宅配便サービスは、感染症に端を発したＥＣ化の加速により、取扱個数は今後も増加すると想定しております。一方で、低価格帯のポストインサービスの急伸、大手ＥＣプラットフォーマーの自社配送網拡大及び異業種からの新たな参入など、競争の激化が見込まれます。

このような環境下において、市場成長を見据えたキャパシティ向上への投資、業務効率化を実現するＤＸ投資を加速させ、サービス向上と収益性向上による宅配便の安定的事業成長を目指してまいります。

② 競争優位創出につながる経営資源の拡充

・アライアンスを含めた国内外輸配送ネットワークの強化

宅配便以外の収益拡大に向けたネットワークの強化においては、自社の力だけではなくパートナーとのアライアンスを積極的に進めることで、多様で高品質なサービスの提供とネットワークの強化による拡販を目指してまいります。

宅配便におきましては、市場成長による取扱個数増加への対応として、中継センターの拡充、営業所への最適投資及びアライアンス企業の増加による戦力増強に取り組んでまいります。

・人的資本への投資及びエンゲージメントの向上

次世代の競争優位を創出するための「人材」への投資として、グローバルやＤＸ等の専門人材の獲得及び育成に注力してまいります。また、各種制度や教育の充実を図り、新しいことに挑戦できる企業風土を醸成してまいります。

・ＤＸへの投資による競争優位の創出

社会・顧客の課題解決を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目的に、「デジタル基盤の進化」、「業務の効率化」、「サービスの強化」の３つの施策に取り組んでまいります。また、Ｒ＆Ｄによる新たな事業モデルの研究等、将来の競争優位を高めるための取組みも同時に進めてまいります。

・オープンイノベーションなどによる新たな価値の創造

スタートアップや異業種企業が持つ革新的アイデア、テクノロジー及びＩＴソリューションなどのノウハウと、当社グループが持つリソースを融合し、新たな価値の創造を目指してまいります。

③ ガバナンスの更なる高度化

・グローバル化に対応したガバナンスの構築

事業規模が急拡大した当社の連結子会社であるEXPOLANKA HOLDINGS PLCにおきましては、J-SOX対応等、管理体制を高度化してまいります。また、海外現地法人のガバナンスの一層の強化に取り組み、内部統制の定着化を推進してまいります。

・コンプライアンスの継続的な高度化

不正不祥事（ハラスメント含む）の発見から対応、再発防止までのサイクルを高度化するとともに、コンプライアンス意識向上への教育等、コンプライアンス体制の更なる強化に取り組んでまいります。

⑹ 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金(百万円)	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
佐川急便株式会社	京都市南区	11,275	100.0	貨物自動車運送業
佐川ヒューモニー株式会社	東京都江東区	100	100.0 (100.0)	特定信書便業
ＳＧムービング株式会社	東京都江東区	100	100.0	引越・設置輸送業
株式会社ワールドサプライ	東京都江東区	95	100.0	納品代行業
佐川グローバルロジスティクス株式会社	東京都品川区	3,450	100.0	荷造梱包業・倉庫業
ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社	東京都江東区	203	100.0	国際物流業
ＳＧリアルティ株式会社	京都市南区	20,000	100.0	不動産賃貸・管理業
佐川アドバンス株式会社	東京都江東区	27	100.0	商品販売業・保険代理業
ＳＧモータース株式会社	東京都江東区	10	100.0	自動車整備・販売業
ＳＧシステム株式会社	京都市南区	350	100.0	システム販売・保守業、決済サービス業、シェアードサービス業
ＳＧフィルダー株式会社	東京都江東区	100	100.0	人材サービス業
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	シンガポール	USD 298百万	100.0	海外事業統括
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	スリランカ コロンボ	LKR 4,097百万	75.6 (75.6)	総合物流業
上海虹迪物流科技有限公司	中国 上海	CNY 75百万	70.0 (70.0)	総合物流業
EXPO FREIGHT PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ	INR 8百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL GLOBAL LLC	米国 フロリダ州	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL Container Lines, LLC	米国 ニューヨーク州	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA USA, INC.	米国　カリフォルニア州	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (VIETNAM) LTD	ベトナム ホーチミン	VND 1,027百万	99.0 (99.0)	総合物流業

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
SAGAWA EXPRESS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 29,184百万	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 382,653百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA (PRIVATE) LIMITED	スリランカ コロンボ	LKR 250百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (PRIVATE) LIMITED	スリランカ コロンボ	LKR 100百万	100.0 (100.0)	総合物流業
E F L HUB (PVT) LTD	スリランカ コロンボ	LKR 145百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expo Freight (Shanghai) Limited	中国 上海	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight (Hong Kong) Limited	中国 香港	HKD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
保利佐川物流有限公司	中国 深圳	CNY 110百万	90.0 (90.0)	総合物流業
佐川急便（香港）有限公司	中国 香港	HKD 16百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight (Shenzhen) Limited.	中国 深圳	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
上海保利佐川物流有限公司	中国 上海	CNY 16百万	90.0 (90.0)	総合物流業
昆山虹迪供応錬科技有限公司	中国　江蘇省 昆山市	CNY 100百万	70.0 (70.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT DUBAI (L.L.C)	アラブ首長国連邦　ドバイ	AED 300,000	100.0 (100.0)	総合物流業
PT EFL GLOBAL INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	USD 2百万	90.0 (90.0)	総合物流業
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	シンガポール	SGD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL GLOBAL LOGISTICS (PTE.) LTD.	シンガポール	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (CAMBODIA) LIMITED	カンボジア プノンペン	USD 5,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT LTD	ケニア ナイロビ	KES 87百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スランゴール州	MYR 2百万	100.0 (100.0)	総合物流業

（注）1．議決権の所有割合の（　）内は、内数で間接所有割合であります。
2．当事業年度の末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の５分の１を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。
特定完全子会社の名称：佐川急便株式会社
特定完全子会社の住所：京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
特定完全子会社の株式の帳簿価額：180,510百万円
当社の総資産額：615,426百万円
3．EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、子会社９社を増加したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含め、子会社１社を減少したことにより連結の範囲から除外しております。
4．PT EFL GLOBAL INDONESIAは、2021年12月に増資を実施いたしました。この結果、同社の資本金は624,899USDから2百万USDとなりました。
5．PT EFL GLOBAL INDONESIAは、2021年６月にPT. EXPO FREIGHT INDONESIAから社名変更しております。

② 当社グループの状況

連結子会社は、上記の重要な子会社38社を含め123社であり、持分法適用の関連会社は３社となっております。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑺ 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を支配管理しております。子会社及び関連会社においては、デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業、その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な商品及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主要商品及びサービス
デリバリー事業	宅配便（飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、飛脚クール便、特定信書便、納品代行）、メール便（飛脚ゆうメール、飛脚ゆうパケット便）、ＴＭＳ（飛脚国際宅配便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、食品輸送）
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、ＴＭＳ（ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便）、国際航空・海上輸送、通関代行
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給
その他	商品販売、保険代理、燃料販売、自動車整備・販売、システム販売・保守、e-コレクト、人材派遣・請負

⑻ 主要な営業所（事業所）等（2022年３月31日現在）

① 当社

	所在地
本社	京都府京都市南区
東京事務所	東京都江東区

② 子会社

会社名	所在地
佐川急便株式会社	本社（京都府）、東京本社（東京都） 北海道支店（北海道）、北東北支店（岩手県）、南東北支店（宮城県） 北関東支店（埼玉県）、東関東支店（千葉県）、関東支店（東京都） 西関東支店（東京都）、神奈川支店（神奈川県）、北陸支店（石川県） 信越支店（長野県）、東海支店（静岡県）、中京支店（愛知県） 京都支店（京都府）、関西支店（大阪府）、中国支店（広島県） 四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）、南九州支店（熊本県）

（注）当社の重要な子会社については、「⑹ 重要な子会社等の状況 ① 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

⑼ 従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）
デリバリー事業	43,211（ 34,862）	148（ △1,977）
ロジスティクス事業	6,474（ 6,992）	188（ 106）
不動産事業	72（ －）	9（ －）
その他	2,031（ 2,148）	△56（ 347）
全社（共通）	537（ 209）	15（ △18）
合計	52,325（ 44,211）	304（ △1,542）

（注）１．従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）には、当社及びＳＧシステム株式会社のシェアードサービス業に従事する従業員数等を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
231（ 4）	11（ △10）	37.6	9.3

（注）１．従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均勤続年数の算定に当たっては、連結子会社からの転籍者については当該会社の勤続年数を通算しております。
３．当社の従業員は全て全社（共通）に属しております。

⑽ 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	39,081
株式会社三井住友銀行	32,891
株式会社日本政策投資銀行	12,311
株式会社みずほ銀行	6,290
三井住友信託銀行株式会社	5,405

⑾ その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　1,800,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　640,394,400株（自己株式5,142,512株を含む）

⑶　**株主数**　21,683名

⑷　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
新生興産株式会社	103,952	16.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	59,596	9.38
公益財団法人ＳＧＨ文化スポーツ振興財団	48,400	7.61
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	26,381	4.15
株式会社三井住友銀行	25,200	3.96
住友生命保険相互会社	25,200	3.96
三井住友海上火災保険株式会社	25,200	3.96
佐川印刷株式会社	22,816	3.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	21,572	3.39
いすゞ自動車株式会社	19,800	3.11

（注）１．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式（5,142千株）を控除して計算し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。
３．株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ及びその共同保有者（株式会社三菱ＵＦＪ銀行ほか）から、2022年３月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2022年２月28日現在で46,248,920株保有している旨記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、2022年３月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	29,919,720	4.67
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	13,455,100	2.10
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号	2,874,100	0.45
計	－	46,248,920	7.22

⑸ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	26,727	1
社外取締役	―	―
監査役	―	―

（注）1．当社の株式報酬の内容につきましては、「3 ⑷ 取締役及び監査役の報酬等 ② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。
2．上記には、退任した会社役員に対して交付された株式を記載しております。

3　会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	栗和田 榮一	
代表取締役	松本 秀一	管理・統制担当
取締役	本村 正秀	デリバリー・ロジスティクス事業担当 佐川急便株式会社　代表取締役社長
取締役	中島 俊一	財務・経理担当
取締役	川中子 勝浩	経営企画担当
取締役	髙岡 美佳	立教大学　経営学部　教授 株式会社モスフードサービス　社外取締役 共同印刷株式会社　社外取締役
取締役	鷺坂 長美	小澤英明法律事務所　顧問 認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク　副理事長 公益財団法人埼玉県国際交流協会　理事長 一般財団法人地域活性化センター　監事
取締役	秋山 真人	
常勤監査役	中西 隆司	
常勤監査役	田島 聡志	
監査役	岡村 憲一郎	かえで会計アドバイザリー株式会社　代表取締役 かえで税理士法人　代表社員 ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社　社外監査役 兼松サステック株式会社　社外取締役（監査等委員） ユナイテッド・アーバン投資法人　監督役員
監査役	大島 義孝	東京ベイ法律事務所　代表弁護士 大豊建設株式会社　社外取締役 野村スパークス・インベストメント株式会社　コンプライアンス委員会　外部委員

（注）１．取締役 髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は社外取締役であります。
２．監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は社外監査役であります。
３．当社は、取締役 髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
・在任中において代表取締役社長でありました荒木秀夫氏は、2021年６月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
５．監査役 田島聡志氏及び岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

6．当社は執行役員制度を導入しており、谷口友彦氏、新本朋斉氏、羽田斎氏及び藤野博氏の４名を選任しております。
7．2021年６月25日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
・松本秀一氏は、取締役から代表取締役に就任いたしました。
・栗和田榮一氏は、代表取締役会長から代表取締役会長兼社長に地位を変更いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 髙岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づいて、会社法第423条第１項の責任につき1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。ただし、当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には、填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、１年毎に契約を更新しております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等（非金銭報酬等）	
取締役（社外取締役を除く）	644	427	216	6
監査役（社外監査役を除く）	23	23	－	1
社外取締役	42	42	－	3
社外監査役	46	46	－	3

（注）１．上記には、2021年６月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。
２．上記の業績連動報酬等（非金銭報酬等）には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項

業務執行取締役の非金銭報酬等は、その職責に鑑み、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬を導入しております。

業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続した３事業年度（ただし、当初対象期間は2018年度から2021年度までの４事業年度）を対象として、会社業績指標（連結営業収益及び連結営業利益）の達成度等に応じて当社普通株式及び金銭を交付及び支給するものとし（交付する株式数の上限は、１事業年度当たり125,000株（※）とし、当初対象期間（４事業年度）で500,000株とする）、業務執行取締役に対して交付する当社普通株式及び給付する金銭の額の算定方法等は、取締役会決議で制定した「株式交付規程」に定めるとおりであります。

会社業績指標として、連結営業収益及び連結営業利益を選定した理由は、業績連動型株式報酬は当社の中期経営計画の期間における業績に連動する報酬制度であるため、中期経営計画において経営目標として掲げる会社業績指標と合致させることにより、取締役の報酬と会社業績との関連性を高めるためであります。

※2020年11月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております（以下、本②において同じ）。

なお、算定方法等の概要は、次のとおりであります。

（ⅰ）本制度の対象者	取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く　以下同じ）及び執行役員（国内非居住者を除く）（以下「取締役等」という）
（ⅱ）本制度の対象期間	３事業年度（ただし、当初対象期間は2018年度から2021年度までの４事業年度）
（ⅲ）本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役等に交付等を行う当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分も含む）の数の算定方法及び上限	■１事業年度当たり125,000株とし、対象期間（３事業年度）ごとに375,000株（ただし、当初対象期間は４事業年度を対象として500,000株） ■上記上限株式数のうち、実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割り当てが行われる当社普通株式の数の上限については、当初対象期間では上限株式数の70％である350,000株 また、継続された対象期間（３事業年度）ごとに262,500株 ■１事業年度当たりに取締役等に交付等が行われる株式数の上限（125,000株）の当社発行済株式数（2022年３月31日時点　自己株式控除後）に対する割合は0.02％
（ⅳ）業績連動の内容	毎事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等に応じて決定される業績連動係数により変動
（ⅴ）株式交付時期	取締役等の退任時（死亡による退任を含む）

・業績連動項目（iv）に係る指標

連結営業収益	98%未満	98%以上	100%以上	102%以上	104%以上
連結営業利益	96%未満	96%以上	100%以上	104%以上	108%以上
評価ランク	C	B	A	S	S S
業績連動係数	0%	50%	100%	150%	200%

（注）1．上表に定める連結営業収益及び連結営業利益それぞれの評価ランクに対応する各業績連動係数に２分の１を乗じて求められる係数を合算する方式で決定いたします。

2．当事業年度を含む連結営業収益及び連結営業利益の推移は、次のとおりであります。

区分	第13期 2018年４月１日から 2019年３月31日まで	第14期 2019年４月１日から 2020年３月31日まで	第15期 2020年４月１日から 2021年３月31日まで	第16期(当期) 2021年４月１日から 2022年３月31日まで
連結営業収益　(百万円)	1,118,094	1,173,498	1,312,085	1,588,375
連結営業利益　(百万円)	70,359	75,447	101,726	155,713

3．当事業年度における業績連動型株式報酬による株式の交付状況は、「２ ⑸ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年１月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額1,500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は１名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年６月28日開催の当社第12回定時株主総会において、取締役（非常勤取締役、社外取締役並びに国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬の導入を決議しております。（同制度の概要は、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。）当該定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役の員数は７名、執行役員の員数は３名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年１月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年２月26日開催の定時取締役会において決議いたしました。

ロ．決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう経済環境及び業績等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、実績、力量に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針であります。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定方針の概要につきましては、上記「②　業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。

また、当社の取締役の報酬は基本報酬と業績連動型株式報酬で構成され（社外取締役は基本報酬のみ）、期待される職務を基準に、成果・業績に対して処遇するものであり、具体的な配分については、高い役位になるほど、業績等に連動する割合が大きくなる内容とし、役位に応じてより高い成果・業績に対する責任を求める仕組みとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項については、後述の「⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。

ハ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長に一任するプロセスを経ており、決定方針との整合性を含めた多角的な審議を同委員会において行っていることから、当社取締役会といたしましても基本的にその答申の結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ **取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

個人別の報酬等の具体的な内容（基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の付与株式数）については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて2021年６月25日開催の定時取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長兼社長 栗和田榮一氏に一任しております。当該決定を同氏に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには同氏が最も適切であり、取締役会の任意の諮問機関である同委員会での審議内容を踏まえて決定されることから当該権限が適切に行使されると判断したためであります。なお、同委員会の構成員は、次のとおりであります。

・委員長　代表取締役会長兼社長　栗和田榮一氏
・委員　　社外取締役　　髙岡美佳氏
・委員　　社外取締役　　鷺坂長美氏

⑸ 社外役員に関する事項

① **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

・取締役 髙岡美佳氏は、株式会社モスフードサービス 社外取締役及び共同印刷株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役 鷺坂長美氏は、小澤英明法律事務所 顧問、認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク 副理事長、公益財団法人埼玉県国際交流協会 理事長及び一般財団法人地域活性化センターの監事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役 岡村憲一郎氏は、かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役、かえで税理士法人 代表社員、ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社 社外監査役、兼松サステック株式会社 社外取締役（監査等委員）及びユナイテッド・アーバン投資法人の監督役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役 大島義孝氏は、東京ベイ法律事務所 代表弁護士、大豊建設株式会社 社外取締役及び野村スパークス・インベストメント株式会社のコンプライアンス委員会 外部委員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 髙岡 美佳	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)に出席いたしました。 主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に大学教授としての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会２回のうち２回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 鷺坂 長美	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)に出席いたしました。 主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に環境分野に関する豊富な経験と高い見識から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会２回のうち２回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 秋山 真人	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)に出席いたしました。 主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に物流に関する豊富な知識と企業経営に関する幅広い経験から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 田島 聡志	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 岡村 憲一郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大島 義孝	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

（注）１．取締役会の開催回数には臨時取締役会が４回含まれております。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。
２．監査役会の開催回数には臨時監査役会が１回含まれております。

4　会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)　報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	69	21
連結子会社	104	32
計	173	53

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び監査報酬を精査した結果、いずれも妥当であると全員一致で判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
3．当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3)　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である経営管理高度化に係る助言業務等を委託し、対価21百万円を支払っております。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、当社監査役会が定める会計監査人評価基準に基づき、会計監査人としての適性を判断し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり内部統制基本方針（2021年10月29日改定、以下「本基本方針」という）に定めております。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため、ＳＧホールディングスグループ（以下「ＳＧＨグループ」という）の「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定める。また、代表取締役社長が「行動憲章」及び「倫理・行動規範」の精神を繰り返し伝えることにより、これらを取締役及び使用人に浸透させるとともに、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。

②　当社は、関連法規に従った規程及び手順書等を策定するとともに、経営環境の変化等に対応するため、本基本方針をはじめ規程及び手順書等を継続的に見直し、実効性の確保に努める。

③　当社は、取締役の業務執行に関する監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。

④　当社は、ＳＧＨグループにおける不正・不祥事の発生等を防止、又は早期発見することを目的に「内部通報規程」を定め、ＳＧＨグループの内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。また、実効性のある制度とするため、社内だけでなく社外の窓口も設置し、利用を促進する。これらの窓口に寄せられた通報に対しては、「内部通報規程」に従い速やかに適切な措置をとる。

⑤　当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力の排除を目的として「反社会的勢力排除規程」を定め、不当要求への応諾、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　当社は、情報資産の適切な維持・管理を図るため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ管理体制を構築する。

②　当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を、法令及び関連規程に従い適切に保存、管理する。

③　上記②の情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。

④　当社は、個人情報を法令及び「個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理を適正かつ効率的に行うため、「リスクマネジメント規程」を定め、ＳＧＨグループにおけるリスクマネジメント体制を構築するとともに、企業経営、事業活動若しくは企業イメージに損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼす事象に対し、適切に対応する。

② 当社は、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」を定期的に開催し、リスクの顕在化防止及び最小化並びにリスク顕在化による損失の低減を図り、リスクマネジメント体制の強化を推進する。

③ 当社は、緊急事態に対しても、事業中断を最小限にとどめ社会における役割を果たすために、事業継続計画（ＢＣＰ）を定め、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）体制を構築・運用する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、職務を執行し、取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう執行状況を監督する。

② 当社は、取締役の間で経営課題を検討し、取締役及び監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時開催し、取締役会における効率的な経営の意思決定を行う。

③ 当社は、経営効率の向上を図るため、「経営計画管理規程」及び「グループ経営計画管理規程」を定め、取締役会において中期経営計画及び単年度予算を決定し、取締役は、それらに基づき効率的な職務の執行を行う。

⑸ ＳＧＨグループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、ＳＧＨグループの「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底する。

② 当社は、「事業会社管理運営規程」及び「海外法人管理運営規程」を定め、各事業会社の自主独立を尊重しつつ、経営管理に関する支援を行う。

③ 当社は、「ＳＧＨグループ経営戦略会議」及び「ＳＧＨグループ管理部門責任者会議」を定期的に開催し、ＳＧＨグループの経営方針、重要な決定事項・報告事項等を伝達することで、各事業会社の経営全般に対する指導及び管理の実効性を高める。

④ 当社は、事業会社の経営活動上の重要な意思決定事項について、ＳＧＨグループ統一基準として「職務権限規程」を定め、必要な事前協議、当社取締役会への報告を行い又は当社取締役会の承認を得るよう管理する。

⑤　当社は、財務報告の信頼性を確保するため、ＳＧＨグループの標準版としての「経理規程」、並びに関連手順書及びマニュアル等を定める。また、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築する。

⑥　内部監査部は、事業会社の内部監査部門等と連携し、定期的に内部監査を実施し、当社の取締役会において監査結果を報告する。また、改善を必要とする事項についてはその改善を指示し、その後の進捗管理を実施する。

⑹　監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役等からの独立性等に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する部署として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。当該使用人の定数及び資格要件等については、監査役会と協議の上、決定する。また、取締役等からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、当該使用人に関する人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の同意を要する。

⑺　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　ＳＧＨグループの取締役、監査役及び使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。

イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

ロ．内部監査の結果

ハ．内部通報制度による通報の状況

ニ．その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項

②　当社は、取締役や使用人が、内部通報制度に基づく通報や監査役に対する報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、適切に対応する。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査部をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。

②　監査役は、その職務の遂行に当たり必要と認める場合は弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する。

③　監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

④　監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。

⑤　当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の支払を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、これを負担する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その運用状況の概要は次のとおりです。

⑴ 法令及び定款への適合を確保するための体制

① 高い倫理観を持った人材を育成し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図るため、定期的なコンプライアンス教育として部署単位での教育を実施し、それに加えてポスターの掲示やグループ内通信等を通じて、内部統制、ハラスメント防止、内部通報制度、情報セキュリティ、インサイダー取引防止などについての啓発活動を行いました。

② ＳＧＨグループの内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」として、国内の社内窓口・社外窓口に加え、海外事業会社向けの窓口を設置し、周知しております。通報に対しては、内容が事実に基づいているかの調査・確認及びその対策と再発防止策を実施の上、運用状況について「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」に定期的に報告しております。

③ 反社会的勢力の排除を目的として、支払先のみならず主要な請求先についても、外部調査機関等を用いた情報収集を行い、ＳＧＨグループを挙げて調査を実施しております。また、取引先との間の基本契約書には、原則として、反社会的勢力であることが判明した場合に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおり、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

⑵ 損失の危険の管理に関する体制

① 企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施するため、諸規程に基づいたリスクマネジメント体制を構築するとともに、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」を原則として毎月開催し、リスクの識別、分析、評価を定期的に行い、ＳＧＨグループ全体のリスクを統括的に管理いたしました。

② 甚大な自然災害等に備え、事業継続基本計画書及び事業継続行動計画書を整備・運用しており、その実効性を適宜検証しております。

⑶ 職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、取締役会を月１回以上開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

⑷　ＳＧＨグループにおける業務の適正を確保するための体制

①　「ＳＧＨグループ経営戦略会議」及び「ＳＧＨグループ管理部門責任者会議」を原則として毎月開催し、ＳＧＨグループの経営管理に必要な事項を各事業会社に対して周知いたしました。

②　内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか継続的に監査を実施し、判明した問題点につきましては、必要な改善策を講じるとともに、取締役会にその内容を報告いたしました。

⑸　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部と随時意見交換の場を持ったほか、常勤監査役は「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」等の重要な会議に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

6　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきまして、経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30％を目途、翌事業年度からは連結配当性向30％以上、前事業年度からの増配を目標として配当していくことを基本方針としております。

当社は、毎年３月31日又は９月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主等に対して剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年５月20日開催の取締役会において１株当たり30.0円とする決議をいたしました。

なお、中間配当金を１株当たり20.0円といたしましたので、年間配当金は１株当たり50.0円（連結配当性向29.8％）となりました。

翌事業年度の配当につきましては、１株当たり中間配当金25.0円、期末配当金26.0円、年間で51.0円とすることを予定しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**389,686**	**流動負債**	**277,854**
現金及び預金	87,398	支払手形及び営業未払金	93,749
受取手形、営業未収金及び契約資産	246,393	短期借入金	30,405
販売用不動産	26,606	１年内返済予定の長期借入金	26,301
商品及び製品	665	リース債務	5,941
仕掛品	387	未払法人税等	29,147
原材料及び貯蔵品	2,051	預り金	29,106
その他	27,893	賞与引当金	25,210
貸倒引当金	△1,708	役員賞与引当金	47
固定資産	**532,106**	その他	37,942
有形固定資産	**387,263**	**固定負債**	**132,036**
建物及び構築物	103,600	長期借入金	60,114
機械及び装置	40,784	リース債務	12,530
車両運搬具	42,923	その他の引当金	438
土地	170,987	退職給付に係る負債	35,887
リース資産	10,386	資産除去債務	7,374
建設仮勘定	1,173	その他	15,690
その他	17,408	**負債合計**	**409,890**
無形固定資産	**24,481**	**純資産の部**	
のれん	2,343	**株主資本**	**469,005**
ソフトウエア	12,623	資本金	11,882
リース資産	21	資本剰余金	69
その他	9,492	利益剰余金	458,215
投資その他の資産	**120,361**	自己株式	△1,162
投資有価証券	72,712	**その他の包括利益累計額**	**27,335**
繰延税金資産	21,619	その他有価証券評価差額金	27,685
その他	27,403	為替換算調整勘定	△111
貸倒引当金	△1,375	退職給付に係る調整累計額	△238
		非支配株主持分	**15,560**
		純資産合計	**511,902**
資産合計	**921,793**	**負債及び純資産合計**	**921,793**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**1,588,375**
営業原価		**1,376,284**
営業総利益		**212,090**
販売費及び一般管理費		**56,376**
営業利益		**155,713**
営業外収益		
受取利息及び配当金	894	
持分法による投資利益	126	
為替差益	3,076	
その他	2,576	**6,673**
営業外費用		
支払利息	1,400	
その他	696	**2,097**
経常利益		**160,289**
特別利益		
固定資産売却益	188	
投資有価証券売却益	2,471	
収用補償金	380	**3,040**
特別損失		
固定資産除売却損	518	
のれん償却額	2,095	
その他	92	**2,707**
税金等調整前当期純利益		**160,622**
法人税、住民税及び事業税	43,272	
法人税等調整額	850	**44,122**
当期純利益		**116,499**
非支配株主に帰属する当期純利益		**9,766**
親会社株主に帰属する当期純利益		**106,733**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,882	－	376,550	△1,168	387,264
会計方針の変更による累積的影響額			△1,563		△1,563
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,882	－	374,986	△1,168	385,700
当期変動額					
剰余金の配当			△23,503		△23,503
親会社株主に帰属する当期純利益			106,733		106,733
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		69		6	75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	69	83,229	5	83,305
当期末残高	11,882	69	458,215	△1,162	469,005

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,951	△818	△55	11,078	6,503	404,845
会計方針の変更による累積的影響額						△1,563
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,951	△818	△55	11,078	6,503	403,282
当期変動額						
剰余金の配当						△23,503
親会社株主に帰属する当期純利益						106,733
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,733	706	△182	16,257	9,057	25,314
当期変動額合計	15,733	706	△182	16,257	9,057	108,619
当期末残高	27,685	△111	△238	27,335	15,560	511,902

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2022年３月31日現在）

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**87,201**	**流動負債**	**203,522**
現金及び預金	34,233	短期借入金	173,980
営業未収金	864	１年内返済予定の長期借入金	26,252
前払費用	67	リース債務	10
短期貸付金	36,918	未払金	404
１年内回収予定の長期貸付金	11,048	未払費用	251
その他	4,069	未払法人税等	2,327
固定資産	**528,225**	賞与引当金	88
有形固定資産	**2,469**	その他	208
建物及び構築物	66	**固定負債**	**72,543**
機械及び装置	0	長期借入金	59,792
工具、器具及び備品	2,379	リース債務	16
リース資産	23	繰延税金負債	11,899
無形固定資産	**19**	退職給付引当金	397
商標権	1	その他の引当金	438
ソフトウエア	18	**負債合計**	**276,066**
投資その他の資産	**525,736**	**純資産の部**	
投資有価証券	64,553	**株主資本**	**311,977**
関係会社株式	275,691	資本金	11,882
長期貸付金	184,928	資本剰余金	117,042
長期前払費用	26	資本準備金	109,089
その他	537	その他資本剰余金	7,952
		利益剰余金	184,215
		その他利益剰余金	184,215
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	154,215
		自己株式	△1,162
		評価・換算差額等	**27,382**
		その他有価証券評価差額金	27,382
		純資産合計	**339,359**
資産合計	**615,426**	**負債及び純資産合計**	**615,426**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**34,420**
営業原価		**929**
営業総利益		**33,490**
一般管理費		**5,556**
営業利益		**27,934**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	767	
為替差益	248	
その他	33	**1,049**
営業外費用		
支払利息	0	
その他	2	**2**
経常利益		**28,981**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,786	**1,786**
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	32	**34**
税引前当期純利益		**30,732**
法人税、住民税及び事業税	2,560	
法人税等調整額	374	**2,934**
当期純利益		**27,797**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,882	109,089	7,883	116,972	30,000	149,921	179,921	△1,168	307,607
当期変動額									
剰余金の配当						△23,503	△23,503		△23,503
当期純利益						27,797	27,797		27,797
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			69	69				6	75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	69	69	－	4,293	4,293	5	4,369
当期末残高	11,882	109,089	7,952	117,042	30,000	154,215	184,215	△1,162	311,977

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,350	11,350	318,958
当期変動額			
剰余金の配当			△23,503
当期純利益			27,797
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,031	16,031	16,031
当期変動額合計	16,031	16,031	20,400
当期末残高	27,382	27,382	339,359

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月16日

ＳＧホールディングス株式会社
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃　弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤英哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＳＧホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＧホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月16日

ＳＧホールディングス株式会社
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃　　弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須 藤 英 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＧホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議にＷｅｂ会議システムを利用するなどして出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月19日

ＳＧホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	中　西　隆　司　㊞
常勤監査役（社外監査役）	田　島　聡　志　㊞
監査役（社外監査役）	岡　村　憲　一　郎　㊞
監査役（社外監査役）	大　島　義　孝　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

日　時　2022年６月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場　所　ホテルオークラ京都 ４階特設会場
京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の４

会場への交通

▶地下鉄東西線
京都市役所前駅より
…徒歩約 1 分

▶市バス
京都市役所前より
…徒歩約 1 分

▶京阪電車
三条駅より
…徒歩約 7 分

▶阪急電車
京都河原町駅より
…徒歩約10分

駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

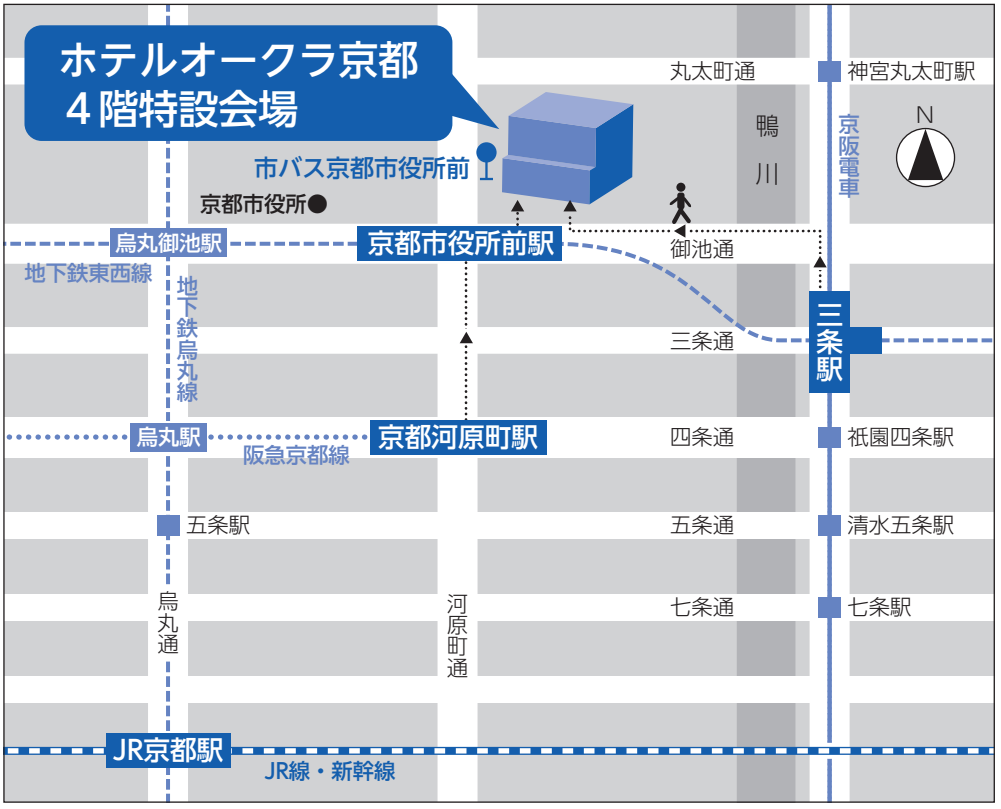

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
なお、本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは同封の「第16回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

株主総会当日にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。

SGホールディングス株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。